

令和7年度(令和7年4月)から
そだて隊(通常分)の対象経費が拡大します！

拡大内容はこの3つ！

1. 飲料の購入代金の対象経費となります。

2. 草刈機替刃代金が全額対象経費となります。

3. 草刈機燃料代金が多額対象経費となります。



○これまで、定額分(1時間あたり100円/人)だけでは飲料の購入さえ難しい現状がありましたが、令和7年度からは**活動中の飲料代金(ペットボトル1本程度・税込200円以内/人)**についても**対象経費**として認められることとなります。

○これまで、草刈機替刃、草刈機燃料を購入した場合、定額分(1時間あたり300円/台)の範囲を超える額については団体の独自経費でまかなっていただいていたましたが、令和7年度からは**全額対象経費**として認められることとなります。

【問い合わせ先】

西部総合事務所農林局 農林業振興課林業振興室 0859-31-9681

「弓ヶ浜・白砂青松アダプトプログラム事業実施要領」 令和7年度 改正概要

	主な改正点	改正理由	R7 予算措置
1	そだて隊（通常分）に「食糧費」を新設し、飲料を対象経費とした。	<p>熱中症対策の観点から、飲料を対象経費とすることとしたもの。</p> <p>【改正理由：詳細】 現在そだて隊（通常分）には「食糧費」の区分がなく、定額分（100円/h）だけでは飲料の購入さえ難しい。熱中症対策の観点からも飲料（実費）について対象経費として認めることとしたもの。 上限：税込200円/人</p>	○ 予算要求中
2	そだて隊（通常分）において、草刈機替刃を「消耗品費」の対象経費とした。	物価高騰及びそだて隊団体からの対象経費拡充の要望を考慮したもの。	○ 予算要求中
3	そだて隊（通常分）において、草刈機燃料を「燃料費」の対象経費とした。	物価高騰及びそだて隊団体からの対象経費拡充の要望を考慮したもの。	○ 予算要求中
4	金券類については経費対象外とした。	クオカード、マックカード及びこれらに類する金券類について、団体が独自財源により参加者へ配布することは自由であるが、本報奨金の対象経費としては認めないこととしたもの。	/
5	活動報告書の提出期限を、活動を行った日の60日後又は活動年度の翌年度の3月10日のいずれか早い日までに提出するものと定めた。	<p>現行の要領では、活動報告書は活動年度の翌年度の3月10日までに提出するものとされており、活動報告書の提出が年度末に集中し、予算の執行上支障が生じている。改正後は、提出期限を活動を行った日の60日後又は活動年度の翌年度の3月10日のいずれか早い日までとすることで、活動終了後60日以内の報告書のすみやかな提出及び予算の適正執行が期待できる。</p>	/

弓ヶ浜・白砂青松アダプトプログラム事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弓ヶ浜・白砂青松アダプトプログラム事業に必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 弓ヶ浜・白砂青松アダプトプログラム事業（以下「本事業」という。）は、自治会・企業・NPO法人及び各種団体等（以下「自治会等」という。）で構成される弓ヶ浜・白砂青松そだて隊（以下「そだて隊」という。）が行う自主的な弓ヶ浜松林の保全活動に対し、県がこれを報奨することにより、持続的な活動を推進し、もって白砂青松の再生と地域の活性化に寄与することを目的とする。

～略～

(活動計画書の提出)

第9条 そだて隊は、活動年度ごとに、活動を行う10日前又は、7月末日のいずれか早い日までに様式第3号による活動計画書を所長に提出するものとする。

(活動報告書の提出)

第10条 そだて隊は、活動年度に実施した活動の実績について、様式第4号による活動報告書を活動年度の翌年度の3月10日までに所長に提出するものとする。
なお、活動報告書は活動の度に提出できるものとする。

現行

弓ヶ浜・白砂青松アダプトプログラム事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弓ヶ浜・白砂青松アダプトプログラム事業に必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 弓ヶ浜・白砂青松アダプトプログラム事業（以下「本事業」という。）は、自治会・企業・NPO法人及び各種団体等（以下「自治会等」という。）で構成される弓ヶ浜・白砂青松そだて隊（以下「そだて隊」という。）が行う自主的な弓ヶ浜松林の保全活動に対し、県がこれを報奨することにより、持続的な活動を推進し、もって白砂青松の再生と地域の活性化に寄与することを目的とする。

～略～

(活動計画書の提出)

第9条 そだて隊は、活動年度ごとに、活動を行う10日前又は、7月末日のいずれか早い日までに様式第3号による活動計画書を所長に提出するものとする。

(活動報告書の提出)

第10条 そだて隊は、活動年度に実施した活動の実績について、様式第4号による活動報告書を**活動を行った日の60日後又は活動年度の翌年度の3月10日のいずれか早い日**までに所長に提出するものとする。
なお、活動報告書は活動の度に提出できるものとする。

改正後

活動報告書の提出の際に注意していただきたい事項

○活動報告書には、活動日当日の活動風景写真（4～5枚程度）、集合写真（1～2枚程度）を添付してください。 ※画像はデータをメール提出可。以下同様。

○活動報告書中「参加人数」欄に記載される人数について
→報奨金算定の基礎となりますので、参加人数が確認できる集合写真を提出してください。

○活動報告書中「草刈機使用台数」欄に記載される草刈機台数について
→報奨金算定の基礎となりますので、活動日当日、使用された草刈機の写真を撮り、活動報告書と一緒に提出してください。
(使用された草刈機を一箇所に並べて写真を撮るなど、草刈機の使用総台数が確認できるように撮影してください。)

○活動報告書中「実施時間」欄に記載される時間について
→休憩時間は含めず、実際の作業時間を記載してください。
昼休憩等をとられた場合は、その旨分かるように記載してください。
(記載例：実施時間 10:00～14:00 うち昼休憩 12:00～13:00)

【令和7年度 対象経費の拡充に関すること】

●そだて隊（通常分）における飲料代金について
→参加者1名につきペットボトル1本程度（税込200円以内）の飲料について対象経費となります。購入数量と金額が確認できるレシート、領収書等を提出してください。
(総額のみ記載の領収書は不可。)

●そだて隊（通常分）における草刈機替刃代金について
→草刈機替刃代金について対象経費となります。
購入数量と金額が確認できるレシート、領収書等を提出してください。
(総額のみ記載の領収書は不可。)

●そだて隊（通常分）における草刈機燃料について
→草刈機燃料代金について対象経費となります。
購入量と金額が確認できるレシート、領収書等を提出してください。
(総額のみ記載の領収書は不可。)